

枚方市と枚方市職員関係労働組合現業評議会との団体交渉の要旨

1. 日 時 令和2年(2020年)9月28日(月) 午後6時30分～午後7時00分
2. 場 所 枚方市役所 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：議長以下8名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、書記(職員課課長代理)
4. 課 題 「要求書」に基づく交渉

<交渉内容要旨>

I. 労働協約の遵守について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能労務職員の勤務労働条件等の変更については、労働協約を遵守すること、また、諸課題への対応については、十分な協議を行うなど、一方的な変更は行わないことを改めて確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働協約は、労使双方の確認事項であり、これまで同様、遵守する立場に変わりはない。また、諸課題への対応についても、これまでの経緯を踏まえ、労使合意を基本とする。

II. 技能労務職員の採用について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度は調理員の募集が行われたが、作業員については引き続き実施されなかった。職場活性化の観点等からは、作業員についても採用が必要と考えるが、現時点での見解をきく。 ・ 調理員の応募者の男女比について、どちらが多かったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理員については、退職や欠員状況等を精査した結果、今年度は募集を行ったものである。全ての職種に共通することだが、必要数等は引き続き、毎年度適切に精査していく。 ・ 調理員の応募者については、女性の方が多かった。

III. セーフティネットの観点からの人員体制について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に自然災害が多発する中、セーフティネットの観点から、災害時の職員体制のあり方も一定踏まえた人員配置が必要と考えるが、どうか。 ・ 災害時における時間外勤務や週休日等の勤務の頻度等について、職員間で大きな差が生じることはないよう、留意すること。(要望のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時において、災害対応を考慮した職員配置は困難だが、有事の際でも市民サービスの低下を招くことのない体制整備は必要と認識している。

IV. 会計年度任用職員制度について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の中でも、特に優秀な者については正職員へ転換できるような制度づくりはできないか。 ・ 会計年度任用職員における賃金等処遇について、改善が図れるものについては積極的に対応するよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職する会計年度任用職員について、試験を経ずに正職員へ転換することは、法制度上不可能である。しかし、例えば今年度の採用試験では年齢上限を撤廃したところであり、次年度以降は未定であるが、現況下では一定の門戸拡大につながったものと考えている。 ・ 法の趣旨や近隣自治体との均衡の観点等も踏まえつつ、貴重な人材の活用が適切になされるよう進めていく。

V. ジョブローテーションについて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブローテーションについては、本人意向も十分考慮した上で実施してほしいと考えるが、見解をきく。 ・ 職場内OJTにより若手職員が一人前になった時点で、異動してしまうことがある。職場運営上はもとより、本人のモチベーションにも一定留意するべきと考えるが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動については、画一的に行うのではなく、各職場の状況や本人意向等も一定考慮しつつ、柔軟な運用を進めていく。 ・ 組織運営上における適材適所の観点とともに、若手職員にとっても、入職年次の浅い間に数箇所の職場を経験することで、様々な職務にチャレンジしてほしいと考えている。

VI. 労働安全衛生体制について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員だけでなく、会計年度任用職員についても、労働安全衛生に係る周知・啓発等の意識付けを深めていく必要があると思うが、対応状況をきく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より良い職場環境へと改善を図るため、これまでから衛生委員会の開催をはじめ、定期的な衛生委員会だよりの発行など周知・啓発を図っているところであり、今後も引き続き継続していく。

Ⅶ. 働き方改革及びテレワーク等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍に伴い、本年4月から5月にかけて、事務職場を中心に在宅勤務が実施されたが、技能労務職場におけるテレワーク等の可能性等について、現時点での見解をきく。 ・ 技能労務職場においても、コロナ禍への緊急対応として、弾力的な職場体制への見直し等を行ったところだが、職員への事前説明や情報伝達に混乱が生じていた。どのように認識しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能労務職場における在宅勤務を含むテレワークについては、業務の性質上、その継続性を確保する観点から、難しいものと認識している。 ・ 今後、緊急対応等を行う際には、職員が不信感を抱くことのないよう、適切な情報伝達等を徹底していく。

Ⅷ. 各職場の要求について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務補助の会計年度任用職員として本市に登録している方に対し、技能労務職場への配置希望を募ることはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでから登録者への声掛け等を行っているところだが、もともと現場作業を依頼できる者が多くはないのが現状である。